

告発及び公表を問題にしているものであり、全体として、「ヤメ検でテレビにしょっちゅう出ており、マスコミの手先のような弁護士。今回もマスコミの意向に沿って告発して、テレビに出してもらうことが目的だ」という趣旨の発言である。

オ 本訴原告（反訴被告）は、準備書面 1 で、本件投稿②部分での YouTube ライブでの発言の「要約」について、

「本訴原告（反訴被告）の元の発言と、本訴被告（反訴原告）の要約ポストでは、①単に一般論として斎藤知事に批判的になりがちな立場と述べているに過ぎないか、あるいは実際にマスコミの意向に沿って批判的言動をしたか、また、②その具体的な言動として、斎藤知事に批判的な意見を述べることを指しているのか、あるいは刑事告発まですることを指しているのか、という点で大きな違いがある。」

と述べ、要約ポストと YouTube ライブでの「元の発言」との違いを強調しているが、同発言が、「一般論として斎藤知事に批判的になりがちな立場」についての論評にとどまるものではなく、「刑事告発まですることを指している」ことは明らかである。

第 3 反訴原告（本訴被告）の主張（反訴に関するもの）

1 不法行為①について

（1）本訴原告は、本訴が事實的、法律的根拠を欠くことを知り、又は容易に知りえたこと

ア 第 1 でも述べたとおり、本訴は、

「本訴被告による X 投稿の「本件投稿①部分」及び「本件投稿②部分」は、そのような発言を本訴原告が YouTube ライブで行っていたとすれば、反訴原告の社会的評価を低下させる名誉毀損

に当たるが、反訴被告はそのような発言はしていない。本诉被告の本件投稿①部分及び本件投稿②部分は「反訴被告が実際には発言していない名誉毀損発言を発言したかのように事実摘示した」もので、それが本訴原告に対する名誉毀損に当たる」

というものであり、要するに、本诉被告が、本訴原告の虚偽の名誉毀損発言を「捏造」して X 投稿したことを名誉毀損の請求原因事実とするものである。

イ それに対する本件反訴は、本訴原告（反訴被告）は、本件投稿①部分及び本件投稿②部分と同趣旨の発言を YouTube ライブで行っており、反訴原告（本诉被告）が、本訴原告の虚偽の名誉毀損発言を「捏造」した事実はない、として、本訴の請求原因事実を否認したところ、反訴被告は、準備書面 1 の「第 3」で、反訴状に対して

「本件では本訴原告（反訴被告）の元の発言と、本诉被告（反訴原告）のポストは全く同一のものではない以上、これらの同一性（真実性）をどのような基準で評価すべきであるか、また、実際に同一性が認められるかといった認定には複数の考え方や事実認定及び評価の余地があるのであって、憲法上保障されている裁判を受ける権利の行使としての提訴が許されないほど、本訴原告（反訴被告）の主張した権利または法律関係が事實的、法律的根拠を欠くとは到底言えない。」

と反論している。

反訴被告（本訴原告）は、反訴に対する答弁では、本訴訴状で行っていた「本件投稿①部分及び本件投稿②部分」について「このような発言は一切していない」(訴状 4 頁)との主張は行わず、本訴においては全く言及していなかった「本訴原告（反訴被告）

の元の発言」について、それと本訴被告（反訴原告）のポスト（本件投稿①部分及び本件投稿②部分）の同一性（真実性）について、「事実認定及び評価の余地がある」と述べる。

ウ しかし、反訴被告（本訴原告）準備書面１の「第２」で縷々述べている、「本件投稿①部分及び本件投稿②部分」が、反訴被告（本訴原告）の YouTube ライブでの発言と同一性がないとの主張が全く理由も根拠もないことは、本書面「第２」において詳述したとおりである。

本件本訴は、YouTube ライブでの自らの発言の有無に係るものなのであるから、本訴原告（反訴被告）は、提訴に当たって、本件 YouTube ライブでの発言内容を視聴して確認するのは当然である。

そして、仮に、視聴したとすれば、本件投稿①部分及び本件投稿②部分に関連する自己の発言として「本訴原告（反訴被告）の元の発言」があることは、容易に認識できたはずであり、そのような発言は「一切行っていない」とは到底言えないことも認識できたはずである。この場合、本訴被告（反訴原告）に対して訴訟提起するのであれば、当初から、本件投稿①部分及び本件投稿②部分は「元の発言」と同一性を欠く要約であり、発言内容を歪曲して名誉毀損した、との主張を行っていたはずである。

「元の発言」に全く言及することなく、本件投稿①部分及び本件投稿②部分のような発言は「一切行っていない」として提訴したのは、YouTube ライブでの発言内容を確認することなく提訴したか、本訴原告（反訴被告）が、本件投稿①部分及び本件投稿②部分と同趣旨の発言とされる可能性がある「元の発言」

を行っていることを認識していながら、敢えて、それに言及せず、本訴被告（反訴原告）が、「名誉毀損発言を捏造した」として提訴したのか、そのいずれかだと考えられる。

前者であるとすれば、訴訟提起に当たって、事實的、法律的根拠に関して当然確認すべきことも確認しなかったということであり、後者であれば、本訴提起に当たって、当然に明らかにすべき関連事実を秘匿して行った欺瞞的提訴だということになる（本訴原告は、訴状に、YouTube ライブでの動画、その起こし等を添付していない）。

エ いずれにせよ、本件本訴が、判例上、訴えの提起自体が不法行為を構成するとされる不当提訴の損害賠償「当該訴訟において提訴者の主張した権利または法律関係が事實的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのに敢えて訴えを提起した場合」（最高裁判所第三小法廷昭和 63 年 1 月 26 日判決）に該当することは明らかである。

（２）本件本訴の動機・目的について

ア 反訴被告（本訴原告）は、提訴の目的について

「提訴に至る経緯や動機については、単一ではない複数の動機等があることが通常であり、また、提訴の結果として副次的な様々な効果が生じることもあるのであって、本訴原告（反訴被告）が単に自身の法的な被害回復以外の周辺的な動機や事情を述べたことをもって、提訴の正当性が否定されるわけではない。」

と述べている。

確かに、正当な権利行使としての提訴であれば、提訴の動機・

目的に関して、本来の権利実現とは別の副次的な目的があったとしても、それ自体問題となることではない。

イ しかし、反訴被告（本訴原告）による本件本訴の主たる目的は、以下詳述するとおり「権利実現」にはない。

その主たる目的は、「本訴提起で反訴被告に注目を浴びさせて、反訴原告（本訴被告）が行った斎藤元彦氏らに関する告発が不起訴に終わった場合を想定し、反訴原告に対する不特定多数のものからの批判を惹起させるためのプロモーション目的」であることを、以下に述べるとおり、YouTube 等で自ら発言している。

ウ（ア）反訴被告（本訴原告）は令和 6 年 1 2 月頃より SNS 上で継続的に反訴原告（本訴被告）に誹謗中傷行為を繰り返しているが（乙 3 の 1 乃至乙 3 の 2 9）、反訴被告（本訴原告）はその動機について、令和 7 年 1 月 1 3 日付のポストにおいて

「とにかく彼らの言いたいことを目立たせて、反論もさせて、その上で不起訴になった際に彼らの言説の信用性を一気に落とすこと」（乙 3 の 6）

と説明している。

（イ）そして、反訴被告（本訴原告）が YouTube 動画で自ら「本訴提訴の動機」について、

「基本的には僕に対してどうこうっていうよりは斎藤知事とか折田さんを犯罪者扱いしてるものなので、本当は斎藤知事とか折田さんの代理人として郷原弁護士に訴えることができる1 番良かったんですけども、ま、そのね、繋がりがあ
わけではないので、なので僕に対して何か違法行為になるもので、あの一言ってきてたなって認識があったんでそれを過

去のポストをちょっと遡ってみましたらですね、こういうのがありました。」(乙4・動画①、乙5の1)

と述べている。

(ウ) また、反訴被告(本訴原告)は、反訴提起の報道を受け、令和7年6月7日の動画にて

「要はこんな出鱈目な告発なのに、散々オラついてましたよね、ということを少しでも世に知ってもらいたいわけですよ。」と、令和7年1月13日付の上記ポスト(乙3の6)と同趣旨の発言をした上で、

「ただそれに対して散々煽ってですね、まだ何の捜査も進んでなければ、何のその被疑事実の嫌疑の程度っていうのも高まっていないにも関わらず、ね、いろんなところで吹聴しまくってたでしょう。で、そのあと捜査があんまり進んでいないから、ね、あまりいい情報が出てこないから大人しくなってますけども、これが不起訴になった時に、きっと郷原は何事もなかったかのようにですね、ま、十分捜査し尽くしてありがとう、ぐらいのことをほざくんですよ。それじゃ許しちゃいけないから、再びね、このタイミングで郷原にですね、ちゃんと注目浴びるようにしたいと。はい。ま、それは結果論ですけども、それでたまたま、僕に誹謗中傷と言えるような、投稿をしていたものもあったもんですからね、今回提訴して、で、彼は彼で不当訴訟で反訴してきたので、これはちょうどいいですよ。うん。再び郷原のことをね、久しぶりにみなさん思い出してもらって、近いうちに不起訴になりますから、そこで是非みなさん、郷原の言っていた発言とかを思い出して掘り起こして、批判をしてもらいたいなというふうに考えるわけですよ。」

「ま、いずれにしても、まだ有罪にもなっていないような段階で社会的に抹殺されてしまった事例ということで、ちゃんとみなさん、こう憶えてもらってですね、二度と郷原みたいですね、まだ有罪が確定していないにも関わらずね、あたかも有罪が確定したかのような印象操作をしまくって、自分のね、公職選挙法がなんかおかしいとか言ってるけども、自分のプロパガンダに利用するようなね、輩をね、のさばらせないために、この件をもう一回ですね、ちゃんと注目してほしいというふうに思います。」

と、本訴提起の動機を説明している（乙 6・動画③、乙 7 の 3）

（エ）上記 2 つの動画内での反訴被告（本訴原告）の発言は要するに、

①反訴原告（本訴被告）が、斎藤知事及び折田氏を公選法違反で告発し、その事実を公表したことに対して反訴被告（本訴原告）が強い反感を持ち、本来であれば、斎藤知事らに委任を受けて、代理人として損害賠償請求訴訟の提起等を行いたいが、依頼が受けられないので、その代替措置として、反訴被告（本訴原告）自身の「請求権」に基づき、反訴原告（本訴被告）に対して本件本訴を行ったこと

②反訴原告（本訴被告）の存在を世間に注目させ、斎藤元彦氏らに対する告発が不起訴処分となった場合に、反訴原告（本訴被告）に対する世間からの批判を惹起させる目的で、「たまたま」見つけた反訴原告（本訴被告）の本件投稿（甲 3）を「ちょうどいい」と考えて訴訟提起に利用し、告発事件の進捗からタイミングを見計らって本件本訴を提起したこと

の説明となっている。

かかる目的による訴えの提起が裁判制度の制度趣旨に照らして著しく相当性を欠くものであることは明らかである。

(オ) なお、反訴原告（本訴被告）が行った斎藤氏らについての公選法違反（買収罪）告発において「犯罪ありと思料した根拠」に関しては、公表した告発状において十分に記述しているほか、その後、自らの Yahoo! 記事等で、詳細な解説を行っている（乙 8 の 1、乙 8 の 2）。

そして、実際に同告発は、告発状提出後 2 週間で受理され、令和 7 年 2 月 7 日には関係各所への神戸地検と兵庫県警の強制捜査まで行われている（乙 9）。

斎藤元彦氏らの公職選挙法違反嫌疑が、告発人において犯罪ありと思料するに十分なものであったことは明らかであり、「被疑事実の嫌疑の程度っていうのも高まっていないにも関わらず、いろんなところで吹聴しまくってた」などと反訴被告（本訴原告）に批判される筋合いが全くないことは明らかである。

しかも、反訴被告（本訴原告）は、

「視聴者の方もギャラリーの方もこういうの好きだと思うのでね、どっちが勝っても負けても、まあ皆さんからすればね勉強になるし面白いと思う」（乙 4・動画①、乙 5 の 1）

「そのために僕もちよっとでも盛り上げたいので、ま、ギャラリーの人が言っただけのようにですね、あの、このね、郷原がしてきた、スラップ訴訟だと言ってる反訴、もし認められたら僕は弁護士資格返納します。はい。」（乙 6・動画③、乙 7 の 3）などと述べて、自らの YouTube の視聴者を煽り、民事裁判を自身の SNS を通じたショーのようにしようとしている。

このような行為が許されるとすれば、世の中で起きる様々な

事象について、勝手な思い込みによる不当な訴訟提起が横行し、民事裁判の機能に重大な支障を生じることが必至である。

(カ) 以上より、その主たる目的は、

「本訴提起を行い反訴被告（本訴原告）のSNSユーザーに対して反訴原告（本訴被告）に注目を向けさせ、斎藤元彦氏らに関する告発が不起訴に終わった場合を想定し、同人に対する不特定多数のものから批判を惹起させるためのプロモーション」

であり、同目的が民事裁判制度の趣旨から逸脱した極めて不当なものであることは明らかである。

(3) 本件本訴が「弁護士たる原告による本人訴訟」であること

ア 反訴被告（本訴原告）は、本件本訴について「憲法上保障されている裁判を受ける権利の行使としての提訴が許されないほど、本訴原告（反訴被告）の主張した権利または法律関係が事實的、法律的根拠を欠くとは到底言えない」などと主張している。

確かに一般論としては、憲法上の裁判を受ける権利が保障されている以上、いかに事實的、法律的根拠が希薄であっても、当事者が、それについて訴訟を提起して裁判を受ける権利は保障されているのであり、そのような当事者から訴訟提起を委任された弁護士は、客觀的に、事實的、法律的根拠が希薄だと判断しても、当事者の意思を尊重し、訴訟代理人として、可能な限り、提訴及び訴訟活動を行うことは、弁護士の対応として許容されるものである。

イ しかし、本件本訴は、法律の専門家である弁護士たる反訴被告（本訴原告）が、自ら当事者となって、自らの判断で提起した訴訟であり、その訴訟提起の意思は反訴被告（本訴原告）自

身によるものであるという点において、極めて特異な事案であり、一般的な「裁判を受ける権利」が保障される場面とは大きな差異があることが考慮されるべきである。

ウ（ア）なお、令和２年頃、反訴被告（本訴原告）は、自身のＳＮＳ上での粗暴な言動等を含めて問題視する発信をしていた弁護士に対して、多数の名誉毀損訴訟を提起し、それを大々的にＳＮＳで公表していた。

その際に「被告」となったのは高橋雄一郎弁護士（東京弁護士会所属）、菊川一将弁護士（第二東京弁護士会所属）、都行志弁護士（東京弁護士会所属）であり、反訴被告（本訴原告）は高橋弁護士には合計５件、菊川弁護士、都弁護士には各２件ずつ、訴訟提起を行った。

（イ）しかし、反訴被告（本訴原告）の上記弁護士らに対して提起した訴訟は、第一審から控訴審まで認容されることなく全て棄却されている。

反訴被告（本訴原告）においてＳＮＳを用いて大々的にアピールしていた上記弁護士らに対する訴訟提起が全て反訴被告（本訴原告）敗訴で終結したことで、反訴被告（本訴原告）は「自身を批判する者に対して、法的根拠なき又は根拠が極めて薄い訴訟を多数提起してくる弁護士」としてＳＮＳ上で評判を自ら広めることとなった。

（ウ）そして、反訴被告（本訴原告）は、令和７年３月１２日に自身のYouTubeチャンネルにアップロードした動画内（乙６・動画④、乙７の４）で

「僕でも以前、ずっとホリエモン、堀江さんとかそのさっき出たダイゴさんとか箕輪さんとか、しみけんさんとかずっとその

炎上するインフルエンサーの代理人ばかりやり続けてたんですね。開示請求とか損害賠償しまくってたんですけど、最初の頃、僕も面白いからやろうと思って、うるさい弁護士を、同じ弁護士を5回も6回も訴えたことあるんですね。」

と高橋雄一郎弁護士に対する上記訴訟を振り返ったうえで

「で別にそんな勝てないやつもいっぱいあるんですけど、ま、そういうのとかやってたんで『滅茶苦茶訴えてくる奴』みたいなのは界限で多分言われてて…」

「だから世の中に評判気にしないんです。」

「だから逆に猫組長さん（※動画内のインタビュアーの名前）とかが、普段お願いされてる弁護士の先生に僕のこと聞かれるとドキッとするんですよ。全国の弁護士に僕のこと聞いたら、大抵の人知ってくれてるんですけど、『あの人やばい人ですよね?』って」

と自らの評判に言及している。

つまり、反訴被告（本訴原告）は、高橋弁護士らに対して全て敗訴した多数の訴訟提起を振り返ったうえで、自身が「世間一般で『勝てない訴訟を大量に提起してくる人間』と評価されていること」

「全国の弁護士から『やばい弁護士』との評判が出回っていること」

を笑い交じりで自らアピールしている。

(エ) さらに反訴被告（本訴原告）は、同動画上で、自身と親密な交友関係を有する政治団体NHKから国民を守る党の立花孝志氏の大津綾香氏に対する多数の訴訟提起を引き合いに出しながら（立花氏は大津氏に極めて多数の訴訟を提起しその殆どの訴

訟で立花氏が敗訴している。)、

「誹謗中傷とか名誉権侵害とかは、もう手数が勝負で。もう勝っても負けてもいいから、訴えまくるが大切なんですよ（笑）」(乙6・動画④、乙7の4)

と、根拠薄弱でも名誉毀損訴訟は同じ相手に多数の訴えを提起することが大事である旨、笑い交じりに話している。

(オ) これら、過去の反訴被告(本訴原告)の裁判歴や動画上の発言は、同人が法律の専門家たる弁護士資格を有しながら、訴訟提起を権利実現目的ではなく、嫌がらせ目的で日常的におこなっていることを端的に示している。

(4) 小括

本件本訴は、事後的法律上の根拠を欠き、それを提訴者である反訴被告(本訴原告)がそのことを知りながら、又は容易にそのことを知り得たのに敢えて反訴原告(本訴被告)に訴訟提起をしている。

さらに、反訴被告(本訴原告)による本訴提起は、自身の権利実現目的は主たる目的ではなく、齋藤元彦兵庫県知事らに対する告発が不起訴処分になった際に、告発者である反訴原告(本訴被告)に世間から批判を浴びせることを主たる目的として、告発事案の進捗を勘案し、タイミングを計って提起したうえで、併せて自身のSNSのフォロワー、動画登録者などに見世物にするためにショーとして行うという極めて不当なものである。

そして、かかる不当な訴訟を、誰の依頼を受けたわけではなく、弁護士たる反訴被告(本訴原告)が自らの意思で提起している。これらにより、反訴被告(本訴原告)による本訴提起は、裁判制度の趣旨に照らして著しく相当性を欠くものであり、その訴え提起自体が不法行為を構成することは明らかである。

2 不法行為②について

(1)「第1.2 (1)」のYouTubeライブでの発言についての、本訴原告（反诉被告）の、

「そもそも本诉被告（反訴原告）の要約が誤っており、「第12(1)ア」の発言については、本诉被告（反訴原告）が過去に刑事告訴をした案件のうち起訴されていないものがあるという意味に過ぎず、これ自体、刑事告発といっても常に100%起訴されるわけではないのは当然であるから、本诉被告（反訴原告）の社会的評価を低下させるものではない。」

との主張は、第1.3(1)で述べたとおり、本訴原告（反诉被告）が、YouTubeライブでの「元の発言」を都合よく不正確に切り取り、さらに、その趣旨を歪曲しているものであり、主張の前提が完全に誤っているものであり、失当である。

(2)もとより、本件では本诉被告（反訴原告）は、本訴原告（反诉被告）のYouTubeライブでの発言を自認などしていないことは言うまでもなく、同発言の真実性を認める余地は全くない。

(3)また、「第1.2 (2)」の発言について、「本诉被告（反訴原告）の立場として、斎藤知事を悪く言いがちなものであるという意味に過ぎず、本訴原告（反诉被告）が一般論としての感想を述べる意見論評をしたに過ぎず、本诉被告（反訴原告）の社会的評価を低下させるものではない」などと主張しているが、そのような「感想を述べる意見論評」ではないことは、発言全体からも明らかであるし、同発言の直後に「立件すらされなかったらあなたどうするんですか」などと述べて本诉被告（反訴原告）による斎藤知事らの告発を問題にしているのであり、「ヤメ検でテレビにしょっちゅう出ており、マスコミの手先のような弁護士。今回もマスコミの意向に沿って告

発して、テレビに出してもらうことが目的だ」という趣旨であることは明らかである。

(4) なお、「本訴被告（反訴原告）が不定期であっても地上波に出演していることは真実であるから、当該意見論評の前提となる事実の重要な部分は真実である」などと述べているが、「本訴被告（反訴原告）が不定期であっても地上波に出演している」との事実はない。本訴原告（反訴被告）は、斎藤知事らの告発後、本訴被告（反訴原告）の映像が多くの地上波テレビに出たことを、「出演した」と誤解しているのかもしれないが、それらは、本訴被告（反訴原告）と上脇博之神戸学院大学教授とがオンラインで行った記者会見の様子がニュースや番組で紹介されただけであり、地上波テレビへの出演は一件もない。

本訴原告（反訴被告）の発言は、正当な論評の範囲内などでは全くなく、違法性が阻却される余地はない。

以上